

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月19日(木) 午後4時00分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	8番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(2名)

7番	山田伸二
9番	西原芳明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3	諸般の報告
第4	報告第11号 農地移動適正化あっせんの結果について
第5	報告第12号 使用賃借の合意による解約について
第6	報告第13号 賃貸借の合意による解約について
第7	報告第14号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第8	議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
第9	議案第12号 農用地利用集積計画の承認について
第10	議案第13号 平成29年度事業報告並びに平成30年度事業計画について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山智
主査	山田善康
主任	平塚恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成30年第4回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは、本日は第4回の農業委員会総会におきまして何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。4月に入りまして、畑では春小麦の播種も行われ、これからビート、玉葱がどんどん迎えられるということですが、今後安定した天気が続きますので作業が順調に進むようお願いしたいと思います。また農作業事故には十分に注意されるようお願いしたいと思います。また今日はこの後、農業会の総会も行われ、その後歓送迎会も予定しておりますので、皆さんよろしくをお願いします。それでは皆様今日の議案、慎重審議していただき執り進めたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、9名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、10番巴委員、3番嶋田委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長：続きまして日程第4 報告第11号「農地移動適正化あっせんの結果について」

を議題と致します。事務局説明おねがいします。

事務局：議長、事務局主査

議長：事務局主査

事務局：それでは報告第11号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、上野委員です。

報告第11号の1、あっせん日 平成30年4月11日、あっせん回数 1回、内容 売買。議案に基づき説明させていただきます。

農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 共和482番6外5筆、地目 畑、面積合計 55, 124㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り ●●●●●円となります。

続いて報告第11号の2、あっせん日 平成30年4月11日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 共和277番外2筆、地目 畑、面積合計 19, 887㎡。このあっせんにつきましては不成立となっております。

位置図につきましては次頁以降に載せてございます。後でお目通しください。

議長：報告終わりました。報告第11号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議長：はい、嶋田委員

嶋田委員：3番嶋田です。報告11号の1の件、図面の方の面積が違うのですが、図面が間違っているのかなと思います。

共和485番3 6, 689㎡となっているのですが図面では9, 689㎡、あと一番後の、共和539番1 9, 183㎡が図面では8, 000㎡になっているのですよね。この違いは为什么呢。

事務局：近況はこの図面に描いてある数字であります。実際に畑となっている場所、面積ということで出した面積がこの報告11号の1における数字ということになっています。

嶋田委員：報告書の数字があっているということによろしいですか

事務局：実際に測った面積ということで載せてありますので間違いありません。

議 長：よろしいですか
他に質問ありませんか。

議 長：質問等がないようですので、報告第11号につきましては、報告の通りご了承願います。

議 長：日程第5 報告第12号「使用貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第12号「使用貸借の合意による解約について」ご説明いたします。

貸借の合意による解約

番号4【貸主及び借主住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 相生196番2外31筆、地目 畑、面積合計 274, 896㎡、使用貸借契約の内容種類 使用貸借、内容 普通畑、始期 平成20年12月29日、終期 平成33年12月31日、全契約地 274, 896㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年4月11日です。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認頂きたいと思っております。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。
報告第12号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議 長：ありませんか
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第12号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第6 報告第13号「貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第13号「賃貸借の合意による解約について」議案書に基づいて説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知

賃貸借の合意による解約

番号5番【賃貸人及び賃借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 相生204番1、地目 畑、面積合計 30,242㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成26年7月28日、終期 平成30年11月30日、全契約地 30,242㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年4月11日。

次に番号6番【賃貸人及び賃借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 相生226番2、地目 畑、面積合計 10,785㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成26年7月28日、終期 平成30年11月30日、全契約地 10,785㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年4月11日。

続きまして番号7番【賃貸人及び賃借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 相生227番1外2筆、地目 畑、面積合計 17,694㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成26年7月28日、終期 平成30年11月30日、全契約地 17,694㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年4月11日でございます。

場所としましては次頁以降、合意解約通知位置図をご覧ください。

議 長：報告が終わりました。

報告第13号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議 長：ありませんか

【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第13号については報告のとおりご了承願います。

議 長：続きまして日程第7 報告第14号「農地所有適格法人の用件確認結果の報告について」を議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局：はい。農業委員会事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは「農地所有適格法人の用件確認結果の報告について」ご説明させていただきます。今回報告されました法人【法人名読み上げ】計2件でございます。今回の2件につきましては農業生産法人の要件を全て満していることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議長：報告が終わりました。
報告第14号についてご意見ご質問ありましたらお願いします。

議長：ありませんか
【ありませんの声】

議長：質問がないようですので、報告第14号におかれましては報告の通り了承願います。

議長：続きまして日程第8 議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。農業委員会事務局主査

議長：事務局主査

事務局：議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。
農地法第3条

使用貸借による権利設定

番号5【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 相生196番2外30筆、地目 公簿畑、現況 畑、面積合計 274,088㎡、利用状況 記載の通りでございます、契約種類 賃貸借、始期 平成30年5月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円、申請理由としては記載のとおりでございますので、確認して頂ければと思っております。

番号6【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 相生226番2、地目 公簿畑、現況 畑、面積合計 10,785㎡、利用状況 普通畑、契約種類 賃貸借、始期 平成30年5月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円、申請理由 貸主 離農したため 借主 土地を借入することにより粗飼料を生産し●●●●●に供給することにより町内酪農振興に寄与するもの。

番号7【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 相生227番1外2筆、地目 公簿、現況等はここに記載の通りでございます。面積合計 17,694㎡、利用状況 普通畑、契約種類 賃貸借、始期 平成30年5月1日、終期 平成3

4年11月30日、借賃 ●●●●●円、申請理由は記載のとおりでございます。
番号8【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 相生204番1、地目 公簿
畑、現況 畑、面積合計 30,242㎡、利用状況 普通畑、契約種類 賃貸
借、始期 平成30年5月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●
●●●円、申請理由としては記載のとおりでございます。

こちら4件の設定後事業面積は5番から8番の総合計で603,047㎡です。
番号9【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 上里56番1外1筆、地目 公
簿 畑、現況 畑、面積合計 46,200㎡、利用状況 普通畑、契約種類
賃貸借、始期 平成30年5月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●
●●●●●円、設定後事業面積 423,874㎡、申請理由はこちらに記載のと
おりです。

番号10【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 二又468番1外7筆、地目
公簿、現況ともにここに記載の通りであります。面積合計 57,609㎡、利
用状況、契約種類は個々に記載の通りであります。 賃貸借、始期 平成30年
5月1日、終期 平成34年11月30日、借賃 ●●●●●円、設定後事業面
積 1,052,669㎡、申請理由はここに記載のとおりでございます。

議案第11号 番号5番は第2項第1号から第7号については該当ございません。
以下同じですので確認願います。

議案第11号 番号6番につきましても、第2項第1号から第7号まで該当あり
ません。

番号7番も第2項第1号から第7号につきましても該当ありません。

番号8番も第2項第1号から第7号については該当ありません。

番号9番も第2項第1号から第7号該当ありません

番号10番も第2項第1号から第7号につきましても該当していません。

許可申請位置図については以下位置図を添付しておりますのでご確認ください。

議 長：説明が終わりました。議案第11号について質疑を求めます。

迫田委員：はい

議 長：迫田委員

迫田委員：5番迫田です。今言われました農地法第3条の5番の設定後の事業面積が603,047㎡ですよね。6番、7番、8番、全部足して、800,000…とありましたが、あっているのでしょうか。

事務局：合計の面積が603,047㎡と言うことでございます。

迫田委員：はい

議 長：5番迫田委員

迫田委員：5番迫田です。ということは、6番の面積も、7番の面積も8番の面積も入って、合計が603,047㎡ということですか。

事務局：そういうことでございます。

迫田委員：分かりました。

議 長：他に質問ありませんか。

【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第11号について採決します。

本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第11号は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：続きまして日程第9 議案第12号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：はい 農業委員会主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第12号「農用地利用集積計画の承認について」ご説明いたします。今回は、所有権移転の1件の申請がありました。

こちらは先ほど報告いたしました、報告第11号の1農地移動適正化あっせんに伴うものとなります。

所有権移転

番号12番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 共和482番6以下6筆、地目 記載の通りでございます、合計面積 55,124㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年4月20日、対価 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

議 長：説明が終わりました。
議案第12号について、質疑を求めます。

議 長：ありませんか
【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第12号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：続きまして日程第10 議案第13号「平成29年度事業報告並びに平成30年度事業計画について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい、農業委員会主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは平成29年度の実績と平成30年度の計画をご説明いたします。
まずは平成29年度実績でございますが、ここに記載の通りであります。尚付議の案件につきましては、総会の開催回数となっておりますのでご承知いただければと思います。
次頁にいきまして、2番目の農地法に基づく処理状況ですが、A農地法第3条につきまして取扱い件数は11件となっております。面積は 638, 531㎡です。異動状況ですが、地区別概要につきましては②、③の通りとなっております。続いて次頁、B農地法第4条第5条について記載してございます。①用途別転用内訳ですが、農地法第4条については3件で 13, 583. 14㎡、第5条につきましても3件で 1, 316㎡となっております。
次に3 農業経営基盤強化促進法に基づく処理状況ですが、農地利用集積計画について合計68件、2, 635, 893㎡となっております。
4. 農地移動適正化あっせん事業については、所有権移転10件 491, 021㎡、賃貸借2件 60, 366㎡、交換4件 104, 985㎡となっております。詳細については下記に記載の通りであります。
5. 各証明関係、合計19件 ●●●●●円となっております。
6. 農業者年金関係 特別付加年金裁定請求者はそれぞれ4人、老齢年金裁定請

求者は9人、新規加入者は0人となっております。

7. 活動状況ですが、総会が11回、部会等が農地部会1回、その他2回、農地幹旋会議10回、現地研修会2回、管内研修会5回、管外研修会1回、道外研修会1回となっております、会議参加状況及び事業実施状況につきましては次頁から4頁にわたって記載している通りでございます。

続きまして平成30年度活動方針と活動計画ですが、活動方針につきましては主な内容として津別町の農地等の利用の適正化の推進に関する指針により農業の支援や振興を農業委員ひとりひとりが農業者からの期待と信頼に応えうる組織活動を行い、農業の発展と農村の振興に大きく貢献できる活動を行っていき、諸制度の円滑な遂行に向けた活動を進めていく というような内容となっております。以上説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。
議案第13号について、質疑を求めます。

議 長：ありませんか
【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。
これより議案第13号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第13号は原案のとおり可決することに決定致します
(17時01分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員